

# 政務調査費を新設

福島町議会  
報告書提出も

【福島】定例町議会は二十二日、議員提案した町議への政務調査費交付の条例制定案を可決した。町議会事務局によると、同条例制定は渡島管内の町では初めて。来年九月から施行される。

政務調査費は、町議の調査研究や資料購入に対し交付される。申請書を提出した議員一人に月額五千元を交付。使途の透明性を図るために、交付を受けた議員は年度末から三十日以内に調査内容や収支の報告書を議長に提出し、領収書も添付する。使った調査費が交付額を下回った場合、差額は返還する。報告書はホームページ上で公開される。

町議会ではこれまで、

北海道新聞（18年9月23日）

研修や視察は常任委員会ごとに行われ、参加議員に対し旅費が支給されていた。本年度予算では、町議と議会事務局職員の旅費として約七十三万円を計上したが、来年度から旅費は予算化されない。溝部幸基議長は「視察や研修も議員の自己責任で行うことになる。厳しい時代だからこそ前向きに勉強し、議会審議にプラスにしていきたい」と話している。（満園徹）

## 議会だより

議員報酬減額を可決

◇福島町 定例会は二十二日、議員定数を二減

の一二とする定数条例改正案と議員報酬を減額する条例改正案など議案三件を可決し、閉会した。新たな月額報酬は、議長十九万八千円（現行二十三万四千円）、副議長十五万五千円（同十八万四千円）、常任・議会運営委員長十四万千円（同十六万五千円）、議員十三万千円（同十五万七千円）。来年九月から施行される。

またこれに先立ち、教育委員の川合正子氏（五七）と岡観要氏（五九）新任に同意した。